

保険薬局における減数調剤実施規則

2026年6月1日
留萌市立病院

1. 院外処方箋における減数調剤の運用について

- (1) 院外処方箋備考欄記載、☑または☒「残薬調整後の報告可」の表記があった場合に適用する。
- (2) □に「✓」または「✕」のチェックがない場合は、減数調剤をすることはできない。

2. 減数調剤の適用範囲

- (1) 継続処方されている処方薬に残薬が確認された場合。
- (2) 内用薬については、処方箋に記載された医薬品の投与日数が減数対象。
- (3) 頓服薬については、処方箋に記載された医薬品の投与回数が減数対象。
- (4) 外用薬・注射薬・その他については、処方箋に記載された医薬品の処方量が減数対象。

3. 減数調剤後の情報提供の方法

- (1) 減数調剤を実施した際は、内容を明瞭にするため、残薬状況と残薬が生じた理由および実際に患者へ交付した薬剤の数量等に関する情報提供を、必ず「(別記様式1)：残薬調整等に関する服薬情報等提供書」を用いて行うこと。
- (2) 上記「(別記様式1)：残薬調整等に関する服薬情報等提供書」
送信先 FAX 番号：(0164)43-1640

4. 減数調剤の方法

- (1) 減数調剤を行う場合は、必ず実物を確認した上で調整を行うこと。
- (2) 減数調剤後の処方日数・処方回数・処方量は必ず「1」以上とすること。
※「0」→すなわち処方削除は、次回のD○処方や処方箋料の変更等に影響するため不可とする。
- (3) 減数調剤は、処方箋単位あるいはRp単位ごとに調整可能とする。
- (4) お薬手帳には、残薬調整した旨の記載をすること。
- (5) 麻薬・抗悪性腫瘍薬の減数調剤は不可とする。(疑義照会が必要)

5. 注意事項

- (1) 減数調剤であるため、処方日数・処方回数・処方量を増やすことはできない。
増量調整については、通常通り、疑義照会すること。
- (2) 減数調剤を認めない例→ [オーダ修正ができません]
 - ①処方箋に記載された医薬品の1日量や1日服用(使用)回数等を減ずること。
 - ②用法の一部に対する減数調剤。
(例)【分3】1日3回朝昼夕食後のうち昼食後のみの減数
 - ③Rp内の一部の薬剤に対する減数調剤。(投与日数の分解)

(3) 備考欄記載、保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応について。

- ① 「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」にチェックがある場合は、調剤薬局で残薬状況を確認し、残薬調整の実施について医師に対して疑義照会した後に、処方日数を超えない範囲で不足分を調剤してください。調剤後、残薬状況とその理由および実際に患者へ交付した薬剤の数量等の情報について「(別記様式1)：残薬調整等に関する服薬情報等提供書」を用いて当院へ報告すること。

2020年2月1日初版作成

2021年3月24日第2版

2021年4月15日第3版

2026年6月 1日第4版